

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年4月24日 10時00分ごろ
発生場所	滋賀県高島市鵜川白髭神社南東方沖（琵琶湖北西部） 鵜川四等三角点から真方位063° 1.1海里付近 （概位 北緯35° 16.4′ 東経136° 00.7′）
事故の概要	水上オートバイMARINE及び水上オートバイ友星丸は、共に遊走中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年5月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ MARINE、0.1トン 253-34385 滋賀、個人所有 B 水上オートバイ 友星丸、0.1トン 253-30004 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船底部に擦過傷 B 船体上部に割損、ハンドルに曲損
気象・海象	気象：天気 雨、風 なし、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船と共に遊走の目的で、滋賀県大津市所在のマリーナを出発した。 船長Aは、白髭神社前の砂浜を発進して、同神社沖100m付近で砂浜を向いて漂泊中のB船に向かって遊走し、B船の左舷方を通過後、左旋回してB船の船尾方を遊走し、更に左旋回を続けてB船と合流しようと思ひ遊走中、A船とB船とが衝突した。 A船は、船長Aが落水した船長BをA船に引き揚げてマリーナに本事故の発生を連絡した後、B船をえい航してマリーナに帰航した。 本事故を目撃した白髭神社の観光客は、110番通報を行った。 船長Aは、本事故当日、雨が降っていたので、フード付きのウェットスーツを着ており、視界が前方のみとなっていて、左右を見るためには、首を振るだけではなく、身体を動かさないと確認できない状況であり、左旋回中、B船が遊走を始めたことに気付かなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、白髭神社沖約100mで、遊走

	<p>や漂泊をしながらA船を待っていた。</p> <p>船長Bは、A船が砂浜から発進し、漂泊していたB船の左舷方を通過して行ったので、A船を追い掛けようと思い遊走を始め、左旋回中にB船とA船とが衝突し、水中に投げ出された。</p> <p>船長Bは、マリーナへ帰航後、救急車で病院に搬送され、鼻骨骨折等と診断された。</p> <p>船長Bは、船長Aと同じフード付きのウェットスーツを着ており、左右は少し見えにくいと思っていたけれども、前方の視界は確保されていたので、遊走に支障は感じていなかったが、A船が再び接近していることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用しており、飲酒はしていなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、遊走中、船長Aが、左右の視界が遮られたフード付きのウェットスーツを着用して、漂泊していたB船と合流しようと思い左旋回を続けたことから、遊走を始めたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、A船を追い掛けようと思い遊走を始め、左右の視界が遮られたフード付きのウェットスーツを着用して左旋回したことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が遊走中、B船が漂泊中、船長Aが、左右の視界が遮られたフード付きのウェットスーツを着用して、漂泊していたB船と合流しようと思い左旋回を続け、また、船長Bが、左右の視界が遮られたフード付きのウェットスーツを着用して左旋回したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、視界を確保した状態で遊走すること。 ・水上オートバイの船長は、遊走中、常時周囲の適切な見張りを行うとともに、旋回する場合は、顔だけではなく、上体をひねる等により、自船の近傍や後方から追走している他船がないことを確認すること。また、やむを得ず他の水上オートバイの後方や近傍を航行する場合は、当該水上オートバイの不測の動きに対応できるように安全な距離を保つこと。